

地域包括支援センターの運営管理について

1 地域包括支援センターの職員の配置状況及び業務運営状況調査について

(1) 調査目的

地域包括ケアシステムの構築においては、地域包括支援センターの機能強化が重要であることから、これまでの必置職員の配置及び業務運営状況の確認を行う。

(2) 調査内容・調査結果

変更届や月間報告から、7か所において職員の退職等による欠員があった。欠員への対応状況や欠員期間の業務運営状況、介護予防ケアマネジメント業務への影響について現地調査を行った。

【求人活動】 資格要件の他、業務内容の特徴から、相談業務の経験が求められ新規採用や法人内異動に苦慮している実態が伺えた。

【業務運営状況】 総合相談や地域活動は欠員期間も通常どおり行われていた。

【具体的な対応】

- ・ 基幹型包括支援センターやかかりつけ医などの関係機関の協力を得ていた
- ・ 介護支援専門員資格を有する他の職員によるケアマネジメント業務の補完
- ・ 人員補完のため、介護支援専門員を採用

地域包括支援センターの業務管理において、欠員時の取扱や変更届の提出期日などが明文化されていないため、業務管理体制の見直しを行う。

2 地域包括支援センター運営業務の契約変更について

体制を確保し、欠員時の取扱や変更届の取扱を明らかにするために、平成30年度に契約変更を行い、以下を仕様書に明記することを検討。

(1) 変更手続の明記

退職等により市の指定する人員に欠員が生じた場合は、10日以内に発注者に変更届を提出するとともに、速やかに職員の補充を行うこと。

(2) 重複する職種の配置基準見直し

受注者は、重複する職種については、事前に本市との協議の上、いずれかの資格を有する専従の非常勤職員2名による常勤換算による配置を可能とする。

(3) 欠員が生じた際の委託料の返還基準

やむを得ず欠員が1名につき年間通算で31日を超えた場合は、欠員期間について5,500,000円を日割りにした額を委託料から減額する。

3 三職種に準ずる者の取扱について

職員の質の向上を図るため、国通知の改正により、地域包括支援センターの人員について、三職種に「準ずる者」の取扱が変更された（別紙参照）。

○将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと

○保健師に準ずる者の要件に、「高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」を追加

今後、各包括に有資格者の確保を促すとともに、「高齢者に関する公衆衛生業務」の考え方の整理が必要。

老総発0510第1号
老高発0510第2号
老振発0510第3号
老老発0510第1号
平成30年5月10日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生労働省老健局総務課長

高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

（公印省略）

「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について

標記については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておく必要がある。 また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。</p> <p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員</p> <p>センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ）。</p> <p>しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとされている。</p> <p>① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p> <p>② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>なお、保健師に準ずる者については、平成 31 年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。</p> <p>(2) センターの職員の員数</p> <p>専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3000 人以上 6000 人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各 1 人とされている（施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ）。</p> <p>① 第一号被保険者の数がおおむね 3000 人未満の市町村に設置する場合</p> <p>② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合</p> <p>③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセ</p>	<p>センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておく必要がある。 また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。</p> <p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員</p> <p>センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ）。</p> <p>しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとされている。</p> <p>① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p> <p>② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>(2) センターの職員の員数</p> <p>専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3000 人以上 6000 人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各 1 人とされている（施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ）。</p> <p>① 第一号被保険者の数がおおむね 3000 人未満の市町村に設置する場合</p> <p>② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合</p> <p>③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセ</p>